

赤穂市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月18日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第49号

赤穂市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱の一部を改正する要綱

赤穂市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要綱（平成29年赤穂市訓令甲第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第140条の63の2第3号」を「第140条の63の2第1項第1号」に改める。

第2条の見出し中「第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する」を削り、同条中「及び第1号通所事業」を「、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業」に、「別表第1」を「別表」に、「第4条」を「次条」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

別表第1を次のように改める。

別表（第2条関係）

第1号事業支給費単位数表

事業区分	算定項目		単位数
第1号訪問事業	緩和型訪問介護	緩和型訪問介護費（Ⅰ）	1回につき232単位（1月につき1,000単位を上限）
		緩和型訪問介護費（Ⅱ）	1回につき230単位（1月につき1,997単位を上限）
		緩和型訪問介護費（Ⅲ）	1回につき242単位（1月につき3,168単位を上限）
第1号通所事業	緩和型通所介護	要支援1、事業対象者	1回につき327単位（1月につき1,421単位を上限）
		要支援2	1回につき337単位（1月につき2,914単位を上限）
	短期集中通所型サービス	短期集中通所型サービス費	1回につき570単位
		口腔機能向上加算	1回につき170単位

		栄養改善加算	1回につき250単位
第1号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメントA		1月につき442単位
	介護予防ケアマネジメントB		
	介護予防ケアマネジメントC		1月につき438単位

備考 算定要件については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）別表の規定に準じるものとする。

別表第2を削る。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の前に行われた第1号訪問事業、第1号通所事業及び第1号介護予防支援事業に要する第1号事業支給費については、なお従前の例による。